

移転事業の概要について

令和7年8月

基地渉外課 移転対策室

はじめに

- 防衛省では、法律に基づき、飛行場等周辺の一定の騒音区域を対象に、住民の希望に応じて、建物等の移転や土地の買入れ等を行っています。
- 防衛省は騒音区域の見直しのための調査を令和6年度に完了し、現在区域図の作成など作業中とのことです。

はじめに

- 区域指定前の調査では岡三沢5, 6丁目地区は移転対象区域相当の騒音が計測されたとの事ですが、現時点で、どの区域が移転対象となるかは決まっています。
- 移転対象区域が指定された際、速やかに移転の方向性を決められるよう、移転補償制度の内容等についてご説明します。

はじめに

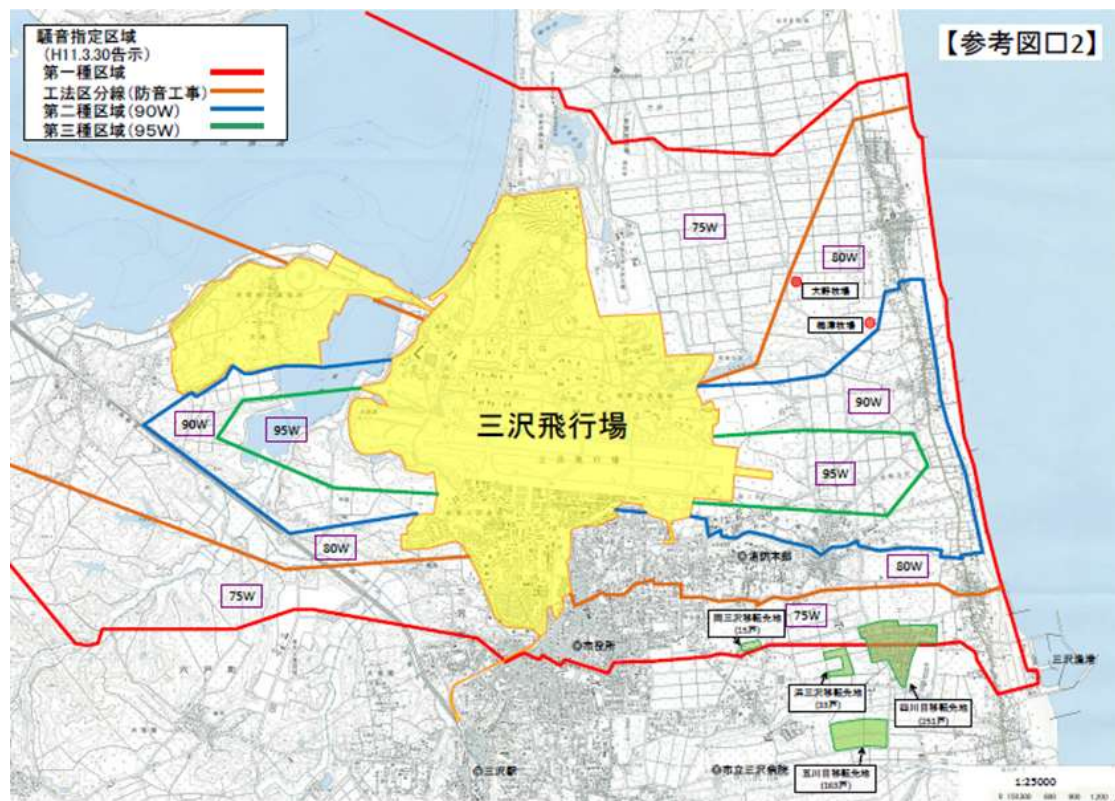
- 移転事業の実施にあたり、市の方針を模索する上で、住民の皆さまのお考えについて、お知らせいただきたいと思います。

皆さまにとってよりよい選択ができるよう努めてまいります。
ご協力をよろしくお願いいたします。

移転補償制度について

移転の対象となる区域は、航空機の離着陸等のひん繁な実施により生ずる音響により、その障害が特に著しいと認められる区域で、第2種区域といいます。

移転は、この第2種区域等を対象とした抜本的な騒音対策として、第2種区域外に**移転を希望される方々に対して、建物等の補償や、土地の買入れを行う**ものです。



(参考)平成11年3月30日告示 三沢飛行場周辺騒音指定区域図

移転補償制度について

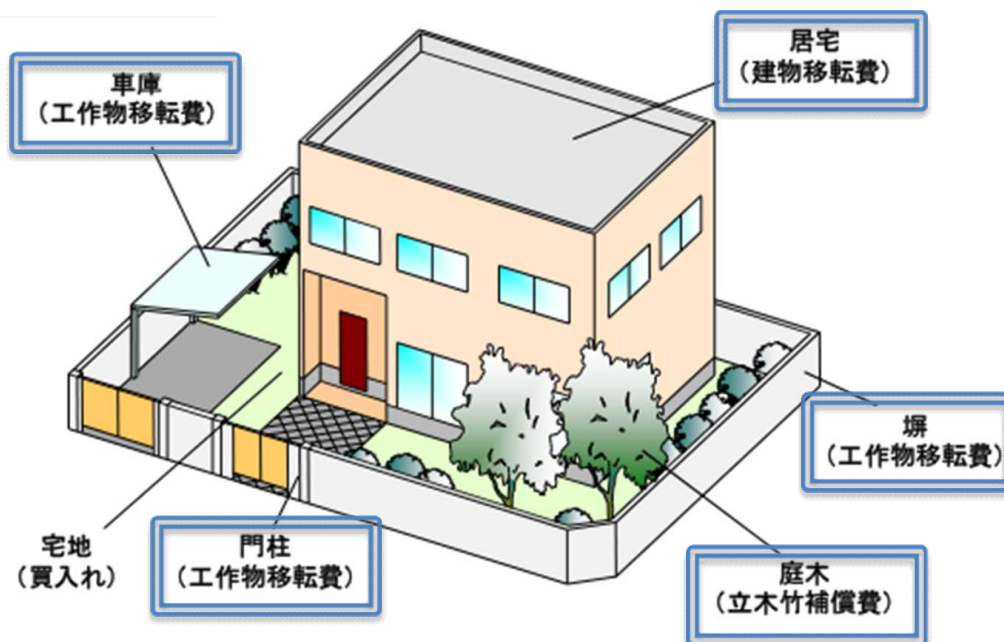
(1) 建物等の補償について

第2種区域の指定のとき、すでにその区域内に所在している建物等が、補償の対象となります。

○建物等の移転補償の内容

- ① 建物移転費
- ② 立木竹補償費
- ③ 工作物移転費
- ④ 動産移転費(家財道具等の荷造り運搬費)
- ⑤ 移転雑費(住民登録等の手続き費等)
- ⑥ その他

移転補償概念図



移転補償制度について

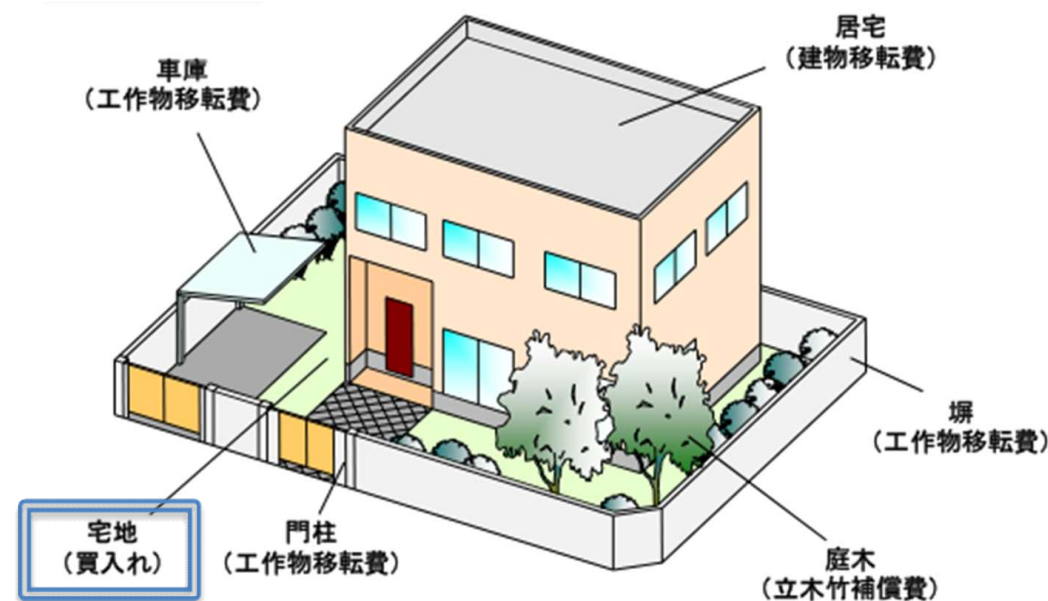
(2) 土地の買入れについて

第2種区域内に所在する宅地等について、買入れの対象となります。

○「宅地等」について

- 第2種区域内
宅地、附帯農地（従来、自宅から通農していたが、自宅の移転により通農することが著しく困難となる農地）など
- 第3種区域内
すべての土地




移転補償概念図



移転補償制度について

移転を希望し、建物等の補償、土地の買い入れを受ける場合は下記のような手続きが必要です。

【建物等の補償の場合】

区分	移転希望者	防衛省
移転の申し出	移転希望の申し込み 	移転希望の受付
		移転物件の確認
		予算確保
移転の実施		予算額の決定
	移転申請 	現地調査、補償額の算定
		契 約
	移転(除去) 	完了確認
	補償費受取り	補償費支払い

移転の種類について

移転を希望し、建物等の補償を受けたら移転先に移転をします。

個人移転

- 自分で移転先を探して移転するもの。第二種区域外の貸家へ転居することも可

集団移転

- 集団移転を希望する複数の世帯が、三沢市が造成する移転先地を購入して移転するもの。

移転の種類について

項目	集団移転	個人移転
事業主体	移転補償は国 移転先地整備は市で、その他とりまとめも市が実施	移転補償を国が実施
いつから移転できるのか	過去の例によれば、告示後、早くても5年	移転希望の申し込み後、順番待ちがなければ2年程度
実施の条件	集団移転希望者が10戸以上	特になし
移転先地の場所の決定	集団移転者が最終的に決定	自分で求める
先地の土地の価格について	一般的に市が公共施設整備（水道、下水道など）を行う分だけ割安	個人で決定
移転先地の場所の条件	第1種区域外	第2種区域外かつ第1種区域外が望ましい
先地の面積	原則、現有面積以内	自由

よくある質問

Q1. 移転対象区域に指定されたら、必ず移転しなければならないですか？

A1. 移転は強制ではありません。移転を希望しない場合はそのまま住むことができます。

Q2. 移転補償の金額はどのくらいになりますか？

A2. 移転等補償申請書を国に提出すると、国が補償額等を算定して金額を決定します。現時点で補償金額をお示しすることはできません。

Q3. いつまでに移転をしなければなりませんか。

A3. 騒音区域に指定されていれば、移転の期限はありません。

Q4. 建物の所有者名義が亡くなった親の名義になっている場合は移転補償を受けられませんか？

A4. 所有権移転登記ができないので、相続人への名義変更が必要です。

最後に

皆さまのご意見やご要望をお待ちしております。
お気軽にお問い合わせください。

【相談窓口】

三沢市 政策部 基地渉外課 移転対策室

電話：0176-53-5111 内線231